

町有財産（土地）の利活用等について

1 背景

現状で既に未利用となっている土地や建物に加え、公共施設等総合管理計画（R6.4 二次改訂）の推進により、公共施設の複合化や施設総量の縮減が進むと、公の目的を喪失した土地や建物が増加すると予想される。

2 方針

町有財産利活用等基本方針（R3.9）を定め、公用・公共用・公共性の高い事業での利用を優先するが、将来的にも活用の計画がなく、保有する必要性の低い財産は原則処分するものとした。

3 普通財産の状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
普通財産件数（件）	442	492	496
普通財産土地面積（㎡）	3,552,008.77	3,579,824.64	3,571,045.24
普通財産貸付率（%）	10.86	11.59	9.67
事業費（支出）（円）	8,575,440	6,949,486	8,434,861
町有地貸付収入（円）	3,144,681	2,958,673	3,075,600
町有建物貸付収入（円）	2,717,500	2,069,099	1,908,249
収支（円）	▲2,713,259	▲1,921,714	▲3,451,012

4 都市経営課所管の普通財産

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
普通財産件数（件）	123	135	133
普通財産土地面積（㎡）	246,195.35	280,561.57	273,643.34
普通財産貸付率（%）	44.71	34.07	36.09
処分件数（件）	12	4	3

5 未利用地及び処分の検討

(1) 市街地

- ①公営住宅跡地
- ②ゲートボール場跡地

(2) 郊外地

- ①町有住宅（現居住者への売却想定）
- ②学校跡地（地域要望に基づく周辺農業者への売却）